労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等について

鹿児島労働局安全衛生課

肝炎対策については、「肝炎対策への協力について(注１)」「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について(注２)」及び「労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について(注３)」により通知されていますが、平成20年12月19日に厚生労働大臣より社団法人日本経済団体連合会会長宛に別記事項を内容とする「ウイルス性肝炎に関する経済界への協力要請」がなされましたので紹介いたします。

各事業場においても、ウイルス性肝炎の総合的な対策をより一層推進するため、労働者の肝炎ウイルス検査等の受診勧奨及び受診に当たっての便宜供与などのご配慮をお願いいたします。

なお、「厚生労働省健康局疾病対策課　肝炎対策推進室ホームページ」

(http://www-bm.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou09/index.html)

に肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知等について掲載されていますので参照してください。

別記

【ウイルス性肝炎に関する経済界への協力要請】の概要

国内最大の感染症と言われているウイルス性肝炎の早期発見、早期治療のためには、検査や治療を受け易い環境の整備が重要です。特にインターフェロン治療は、病気の根治が可能で大変有効な治療法ですが、一般的に

・治療当初に２週間程度の入院が必要であること

・ほぼ毎週の通院が必要であること(約１年間)

・高熱や全身倦怠感、抑うつ等の強い副作用を伴うことが多いこと

等の特徴があり、早期の治療をためらう方がおられます。

日頃、仕事に従事している労働者の皆さんが、治療を受けやすい環境を作るためには、事業者の協力が不可欠です。

つきましては、以下の事項について事業場での取組みを行っていただくようお願いします。

1　労働者に対して、肝炎ウイルス検査を受けることの意義を周知し、検査の受診を呼びかけること。

2　インターフェロン治療のための入院・通院や副作用等で就労できない労働者に対して、休暇の付与等、特段の配慮をすること。

3　職場や採用選考時において、肝炎の患者・感染者が差別を受けることのないよう、正しい理解の普及を図ること。

［注１］「肝炎対策への協力について」の概要

（平成14年6月21日付け基発第0621007号）

1　事業者は、職場健康診断に際して、健診機関等が行う肝炎ウイルス検査の受診勧奨に関する労働者への便宜を図り受診機会拡大への配慮を行うこと。

2　事業者は、職場健康診断の機会を捉えて肝炎ウイルス検査を実施する場合は、労働者の個別の同意に基づくとともに、その結果については、当該検査をした医療機関から直接本人に通知するものとし、本人の同意なく不用意に他の者が検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、プライバシーの保護に十分な配慮を行うこと。

［注２］「職場における肝炎ウイルス感染に関する留意事項について」の概要

（平成16年12月8日付け基発第1208002号、職発第1208002号）

ウイルス性肝炎は通常の業務において労働者が感染したり、感染者型の労働者に感染させたりすることは考えられず、基本的に就業に当たっての問題はないが、ウイルス性肝炎の早期発見、早期治療を推進するとともに、事業場における肝炎ウイルス感染者に対する適切な対応を図る観点から、事業者は以下の事項に配慮すること。

1　ウイルス性肝炎は、早期に適切な治療を行うことで、完治したり、発症・進展を遅らせたりすることが可能なことから、自らの肝炎ウイルス保有の有無を確認することが重要であり、事業者も労働者が肝炎ウイルス検査を受診できるよう配慮すること。

2　事業者は労働者の採用選考に当たって、応募者の適正・能力を判断する上で真に合理的かつ客観的必要性がある場合を除き、肝炎ウイルス検査を行わないこと。

3　ウイルス性肝炎は、多くの場合数十年間特に自覚症状もなく肝機能も正常である状態が続くことから、そのような労働者の就業上の配慮は特に必要はなく、肝炎ウイルスに感染していることそれ自体は就業禁止や解雇の理由とならない。肝炎ウイルスによる症状が見られる労働者については、他の病気と同様にその病状等に応じて産業医等と相談の上、合理的な就業上の配慮を行うこと。

［注３］「労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知について」の概要

（平成20年4月1日付け基発第0401026号）

ウイルス性肝炎対策について、平成20年度より新たにＢ型及びＣ型肝炎のインターフェロン治療に対する医療費助成が開始される予定であることから、これを契機として、肝炎の総合的な対策をより一層推進するため、肝炎ウイルスに感染した可能性のある方々に一日も早く検査・治療を受けていただくよう、労働者に対する肝炎ウイルス検査の受診勧奨等の周知のため、関係団体に対し、以下の事項について協力要請を行うこと。

1　ウイルス性肝炎は、早期発見・早期治療が重要であることから、労働者に対して肝炎ウイルス検査の意義を周知するとともに、必要に応じ検査を受診するよう呼びかけること。

2　労働者が検査の受診を希望する場合には、受診機会拡大の観点からの特段の配慮を行うこと。

3　本人の同意なく本人以外の者が不用意に検査受診の有無や結果などを知ることのないよう、プライバシー保護に十分な配慮をすること。